

【高槻本部】〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090

【大阪事務所】〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

【京都事務所】〒600-8095 京都市下京区東洞院通綾小路下ル扇酒屋町 289 番地デ・リードビル 304 号

TEL 075-354-8455 FAX 075-354-8466

E-mail info@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ 金融機関貸出残高の現状（神木）
- ・ 飲食店における数値管理（吉岡）
- ・ 2010 年度診療報酬改定のポイント（上谷）



金融機関貸出残高の現状（神木）

2008 年 9 月のリーマンショック以降不況が続き、それに伴って企業の資金需要が高止まりしてきましたが、ここに来て金融機関の貸出残高が減少してきています（下記図ご参照）。

図：銀行計貸出残高推移（上段：年月、下段：前年同月比の増減率）

2009 年 1 月	2009 年 2 月	2009 年 3 月	2009 年 4 月	2009 年 5 月	2009 年 6 月	2009 年 7 月
4.0%	3.8%	3.6%	3.5%	3.3%	2.5%	2.2%
2009 年 8 月	2009 年 9 月	2009 年 10 月	2009 年 11 月	2009 年 12 月	2010 年 1 月	2010 年 2 月
1.9%	1.6%	1.5%	0.1%	1.2%	1.7%	1.6%

～日銀 HP より抜粋～

不況時に貸出残高が減少する要因としてまず思い浮かぶのは「貸し渋り」、「貸し剥し」です。これは不良債権を抱えた金融機関がその処理を優先することが原因で起こり、バブル崩壊以後、しばしば見受けられてきました。

ところが、2009 年 12 月に施行された「中小企業金融円滑化法」により、金融機関は貸出条件の変更等に応じる体制の整備、当局への報告等の努力義務が課せられるようになったこともあり、状況にもよりますが、「貸し渋り」、「貸し剥し」が今回の直接的な要因ではないようです（実際に上記法施行前後の当局検査では、中小企業向けの融資管理体制のみに焦点が当てられるケースが多いようです）。

他に考えられる要因、それは「借り渋り」です。「借り渋り」とは、文字通り企業が金融機関からの資金調達を抑えることです。一般的に、不況時には売上の伸び悩みや取引先の倒産等の影響から、資金需要が発生すれば金融機関からの資金調達に頼ることが多いことを考えると、この不況時に「借り渋り」が起こるのは市場原理に相反している気もしますが、実はそこがポイントになります。

つまり、不況時にこそ、借入債務を減らして傷んだバランスシートを修復する一方で、現有資産での生産性の向上（コスト削減等）を図る経営者の方が増えているのです。そうすることで債務者格付（金融機関が貸出審査の基準とする格付）の維持・向上にも繋がり、いざという時や将来の事業拡大の際に、機動的に金融機関から資金を調達することができます。資金調達に関することは是非、神木までご相談下さい。

クリニック・病院経営に便利なツールは <http://www.clinic-e3-partners.com/> にアクセス！

「イースリーパートナーズのみんなのブログ」も更新中です。 <http://e3-partners.seesaa.net/>

飲食店における数値管理（吉岡）

先日、私たち飲食ビジネスコンサルティングチームで銀行員様向けの勉強会を行ってきました。内容はと言うと、飲食店というビジネスにおいて重要な指標、いうなれば「飲食店の数字はここを見る」といったテーマです。その中で取り上げた指標をいくつかご紹介します。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| ・ FL コスト | ・ 人時生産性 | ・ 固定費とは |
| ・ 損益分岐点 | ・ 客回転率 | ・ 変動費とは |
| ・ 人時売上高 | ・ 客単価 | |

基本的なものばかりですが、逆に基本的すぎて管理がおろそかになっていたりすることも多々あります。そして、これらのうち多くは飲食店に限らず全てのビジネスでも大切な指標であるといえます。とても景気が良いとはいえないご時世ですが、だからこそ基本に立ち返ることが重要ではないでしょうか。

一度客観的に見つめなおしてみると、意外な事が分かるかもしれません。自分ひとりでやるのは大変だ、指標の意味が知りたいという経営者の方は、飲食ビジネスコンサルティングチームまで是非ご相談ください。

2010 年度診療報酬改定のポイント（上谷）

この 4 月より診療報酬が改定されました。ここでは、診療所(いわゆる小規模のクリニック)に影響が及ぶ主な項目 3 つについてご紹介してきたいと思います。

(1) 再診料の病診統一 ～外来管理加算「5 分ルール」の撤廃～

まず、再診料ですが、診療所については 71 点から 2 点引き下げ、病院(病床数 20 床以上の入院施設を持つ医療機関)については、60 点から 9 点引き上げて診療所と同様 69 点に統一されました。また、今まで 1 人 5 分以上診察すること(いわゆる「5 分ルール」といいます)で加算されていた「外来管理加算」については、この 5 分ルールが撤廃され、その代わりに診察に基づく医学的判断などの要件が加わりました。

(2) 診療所のみ認められる加算項目 ～地域医療貢献加算～

(1) の再診料引き下げを補う新設項目のひとつとして、「地域医療貢献加算」が加わりました。これは、患者からの電話などでの問い合わせに対し、標榜時間外でも対応する体制を取っている診療所に対して 3 点再診料に加算するものです。

(3) 診療所のみ認められる加算項目 ～明細書発行体制等加算～

診療所にのみ認められているもうひとつの加算項目が、この「明細書発行体制等加算」です。これは、レセプトオンライン請求(電子媒体での請求も可)を行っている診療所で、明細書を無料で発行し、その旨を院内掲示している場合に 1 点再診料に加算されるというものです。

(2)(3) のどちらの加算も算定できる診療所については、(1) の引き下げ部分を上回る 4 点を上乗せできることとなります。ただ、地域医療貢献加算を算定できる診療所は一部にすぎず、再診料の引き下げの影響を受ける先生方は比較的多いかと思います。なお、これ以外に在宅医療に対する支援に関しては、引き続き重視されており、往診料の引き上げ等も実施されます。今後は在宅への展開も診療所経営には必要不可欠になってくるでしょう。

雇用保険料率が改定されました。平成 22 年度の雇用保険料率について、15.5 / 1000 (農林水産業及び清酒製造業については 17.5 / 1000、建設業については 18.5 / 1000) となりました。適用日は平成 22 年 4 月 1 日です。また、健康保険料率・介護保険料率が平成 22 年 3 月分から変更されております。社会保険料は原則翌月徴収ですので、4 月支給からのお給料計算にはご注意ください。